

## 平成26年6月の主な動き、取組

### 1 雇用失業情勢への対応（平成26年4月内容）

有効求人数	29,478人	対前年同月比1.6%減（6ヶ月連続減少）
有効求職者数	42,018人	対前年同月比6.1%減（48ヶ月連続減少）
有効求人倍率	0.75倍	対前月0.01P増

- ・引き続き、各種支援事業、求職者支援制度、各種助成金などの活用による就職促進
- ・引き続き、積極的な求人開拓の実施
- ・若者、女性、障害者、高齢者の就業実現

### 2 全国安全週間（7月1日～7日）に係る説明会の実施

全国安全週間の準備月間（6月）に、県内39会場で全国安全週間における事業場の取組についての説明会を開催する。

### 3 男女雇用機会均等月間の取組

- ・「女性の活躍促進・企業活性化推進営業大作戦」を実施
- ・集中的に企業トップ等へ直接、ポジティブ・アクションの取組の働きかけを実施
- ・男女雇用機会均等法に関する省令・指針等の改正内容を周知する目的で、6月24日に「改正男女雇用機会均等法関係省令・指針等説明会」を鹿児島県医師会館において開催する。

### 4 労働保険の年度更新申告受付の実施

県内の28会場で、労働保険の年度更新申告の受付を実施する。

## 4月の有効求人倍率は0.75倍で、 前月を0.01ポイント上回る

鹿児島県の4月の有効求人倍率(季節調整値)は0.75倍となり、前月(0.74倍)を0.01ポイント上回りました。

新規求人倍率(季節調整値)は1.23倍となり、前月(1.18倍)を0.05ポイント上回りました。

新規求人数は前年同月に比べ3.1%増と3か月ぶりの増加となりました。

産業別では前年同月に比べ、卸売業、小売業(9.0%増)は2か月連続の増加、医療、福祉(7.3%増)は2か月連続の増加、サービス業(17.5%増)は4か月連続の増加となりました。一方、建設業(6.3%減)は6か月連続の減少、製造業(1.2%減)は4か月連続の減少、運輸業、郵便業(0.2%減)は3か月連続の減少、宿泊業、飲食サービス業(14.7%減)は3か月連続の減少となりました。

新規求職者数は前年同月に比べ5.1%減と4か月連続の減少となりました。

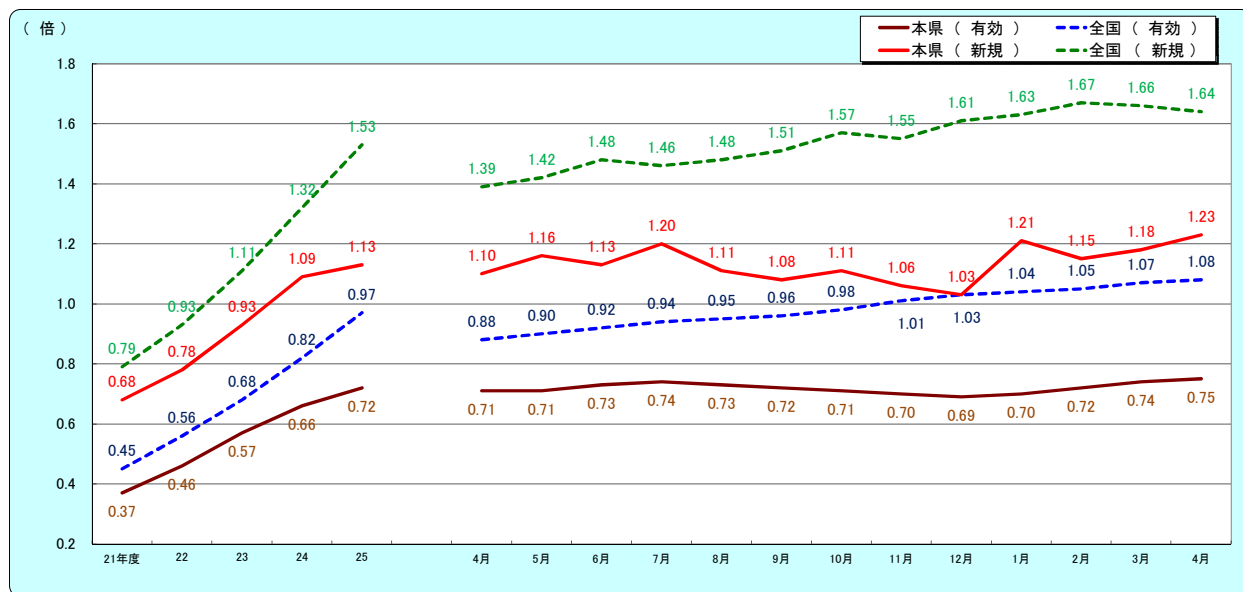
新規常用求職者について態様別に前年同月比でみると、在職求職者(2.7%増)は2か月ぶりの増加、離職求職者(5.2%減)は4か月連続の減少、無業求職者(11.2%減)は9か月連続の減少となりました。

離職求職者の内訳では事業主都合離職者(5.2%減)は4か月連続の減少、自己都合離職者(4.5%減)は7か月連続の減少となりました。

政府の5月の月例経済報告では、景気の基調判断を、「景気は、緩やかな回復基調が続いているが、消費税率引上げに伴う駆け込み需要の反動により、このところ弱い動きもみられる。」として据え置きました。また、雇用情勢については、「着実に改善している。」として3か月連続で据え置きました。

鹿児島県の雇用情勢は、有効求人倍率が4か月連続で前月を上回り、有効求職者数の減少傾向が続いている一方で、有効求人数は減少傾向が続いていることから、今後の動きには注視が必要と思われます。

鹿児島労働局では、現下の雇用情勢に適切に対応するため、若者・女性・障害者・高齢者の就業実現、地域の実情を踏まえた公共職業訓練や求職者支援訓練の推進、就職困難者等すべての求職者の就労に向けた重層的なセーフティネットの構築による就労・生活支援対策に積極的に取り組み、今後とも一層効果的な行政の展開に努めてまいります。



## 平成 26 年度全国安全週間に係る説明会を開催します

7月1日から、「みんなでつなぎ 高まる意識 達成しようゼロ災害」をスローガンとする第 87 回全国安全週間が始まります。

鹿児島労働局では、6月1日から6月30日までの期間を全国安全週間準備期間と位置づけ、県内の離島を含む 39 会場（平成 26 年度全国安全週間説明会日程表（鹿児島労働局））で安全週間説明会を開催し、それぞれの職場で、労働災害防止の重要性を認識し、安全活動が着実に実施されるよう、指導・啓発に取り組みます。

資料 第 87 回全国安全週間パンフレット  
平成 26 年度 全国安全週間説明会日程表  
平成 26 年度 全国安全週間実施要綱

（労働基準部健康安全課）

# 第87回 全国安全週間

期 間：平成26年7月1日(火)～7日(月)

【準備期間：平成26年6月1日(日)～30日(月)】

(スローガン)

みんなたっ せいでつなぎ たか 高まる い しき 意識  
たっ せい 達成しよう さい がい ゼロ災害

全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という崇高な基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、今年で87回目を迎えます。

この間、事業場では、労使が協調して、労働災害防止対策が展開されてきており、この努力により、労働災害は長期的には減少してきていたが、労働災害による休業4日以上の死傷者数は、平成22年から3年連続で増加し、平成25年に歯止めがかかったものの、小幅な減少にとどまり、依然として厳しい状況にあります。

今回のスローガンは、近年の労働災害の高まりを受けて、安全に関する経験やノウハウを産業の違いや世代を超えてつないでいくことの大切さを確認しつつ、それぞれの事業場において安全意識を高め、安全に対する慣れや過信を捨てて労働災害の防止に取り組むとともに、第三次産業を中心として事業者と労働者が一体となって取り組む日々の安全活動を推進し、労働災害の撲滅を目指していくことを表しています。

この全国安全週間を契機として、それぞれの職場で、労働災害防止の重要性を認識し、安全活動の着実な実行を図りゼロ災害を達成しましょう。

主唱 厚生労働省、中央労働災害防止協会

協賛 建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会

港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

# 平成 26 年度全国安全週間実施要綱について

## ①全般的事項

- ・安全衛生管理体制の確立と自主的な安全衛生活動の促進
- ・職業生活全般を通じた各段階での安全教育の徹底
- ・作業者の安全意識の高揚
- ・安全に係る知識や労働災害防止のノウハウの着実な継承
- ・女性・高齢者が活躍するための職場改善の推進 など

## ②業種の特性に対応した対策・特定の災害に対する対策の推進

### (1) 第三次産業

- ・転倒、墜落・転落災害の防止対策の徹底のための職場内の危険箇所の特定・改善の実施
- ・重量物取扱い作業、介護作業等の腰痛予防対策の徹底
- ・職場の4S活動（職場の整理、整頓、清掃、清潔）、危険予知活動の推進 など

### (2) 陸上貨物運送事業

- ・荷役作業中の荷台等からの墜落・転落防止対策の徹底
- ・荷主との合同による荷役作業現場の安全点検及び改善の実施
- ・適正な労働時間等の管理及び走行管理の実施 など

### (3) 建設業

- ・元方事業者による統括安全衛生管理と関係請負人に対する指導の徹底
- ・足場からの墜落防止措置や手すり先行工法等「より安全な措置」の実施
- ・足場の設置が困難な場合の安全帯（救出に時間を要する場所等においては、ハーネス型安全帯）の使用等、高所作業中の墜落・転落防止対策の徹底
- ・安全衛生教育推進計画の整備及び職長教育、新規入職者教育、建設工事に従事する労働者に対する安全衛生教育等の徹底 など

### (4) 製造業

- ・機械譲渡者等による機械の危険性等の通知を活用した「機械の包括的な安全基準に関する指針」に基づく安全な機械の採用及び使用
- ・雇入時、作業内容変更時等の安全教育の徹底及び安全管理者等の安全担当者の能力向上教育の実施
- ・元方事業者による同一現場で働く請負事業の労働者や派遣労働者を含めた総合的な安全管理の徹底、派遣先事業場における派遣労働者の労働災害防止措置の徹底

### (5) 東日本大震災に伴う復旧・復興工事

- ・適正な施工計画、作業計画の作成及びこれらに基づく工事の安全な実施
- ・解体用機械等の車両系建設機械との接触防止、高所からの墜落・転落災害防止対策等の徹底
- ・一定の工事エリア内で複数の工事が近接・密集して実施される場合、発注者及び近接工事の元方事業者による工事エリア別協議組織の設置 など

職場の安全、安全週間に関する情報はこちらでも発信しています！

厚生労働省 <http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzen.html>

中央労働災害防止協会 <http://www.jisha.or.jp/campaign/anzen/index.html>

あんぜんプロジェクト <http://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzenproject/>

職場のあんぜんサイト <http://anzeninfo.mhlw.go.jp/>

詳しくは、最寄りの都道府県労働局または労働基準監督署にご相談ください。

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

平成26年度 全国安全週間説明会日程表

	日時	業種	主催者	会場
鹿児島署管内	6月6日（金）13時30分～	全業種	基準協会	串木野さのさ荘 （シーサイドガーデンさのさ）
	6月9日（月）13時30分～	全業種	基準協会	枕崎市市民会館
	6月10日（火）10時～	建設	建災防	指宿建設会館
	6月10日（火）13時30分～	全業種	基準協会	指宿市民会館
	6月11日（水）13時30分～	全業種	基準協会	鹿児島総合卸商業団地協同組合
	6月12日（木）10時～	建設	建災防	鹿児島県建設センター
	6月12日（木）10時～	建設	建災防	南薩建設業会館
	6月12日（木）13時30分～	全業種	基準協会	南さつま市民会館
	6月13日（金）13時30分～	全業種	基準協会	鹿児島県歴史資料センター黎明館
	6月16日（月）10時～	建設	建災防	凌雲閣
	6月17日（火）13時30分～	建設	建災防	日置建設会館
	6月19日（木）13時30分～	建設	建災防	屋久島建設会館
	6月20日（金）10時～	全業種	基準協会	屋久島環境文化村センター
	6月20日（金）13時30分～	建築	建災防	建築会館
	6月24日（火）13時30分～	建設	建災防	種子島建設会館
	6月25日（水）10時～	全業種	基準協会	種子島建設会館
川内署管内	6月10日（火）13時30分～	全業種	基準協会	薩摩川内市国際交流センター
	6月12日（木）10時～	建設	建災防	出水建設会館
	6月12日（木）14時～	全業種	基準協会	出水音楽ホール
	6月13日（金）13時30分～	建設	建災防	宮之城建設会館
	6月17日（火）10時～	建設	建災防	川内建設会館
	6月19日（木）10時30分～	建設	建災防	甕島建設会館
鹿屋署管内	6月10日（火）13時30分～	全業種	基準協会	鹿屋市中央公民館
	6月13日（金）13時30分～	建設	建災防	錦江町中央公民館
	6月17日（火）13時30分～	建設	建災防	鹿屋建設会館
	6月18日（水）10時～	建設	建災防	曾於建設会館
	6月18日（水）13時30分～	全業種	基準協会	曾於建設会館
署加管内木	6月9日（月）10時～	建設	建災防	始良建設会館
	6月9日（月）14時～	全業種	基準協会	加音ホール
	6月11日（水）10時～	建設	建災防	大口建設会館
	6月11日（水）14時～	全業種	基準協会	伊佐市文化会館
	6月12日（木）10時～	建設	建災防	栗野建設会館
名瀬署管内	6月4日（水）10時～	一般	基準協会	奄美振興会館
	6月4日（水）13時30分～	建設	建災防	奄美建設会館
	6月9日（月）13時30分～	一般・建設	基準協会 建災防	喜界町中央公民館
	6月13日（金）10時～	一般・建設	基準協会 建災防	徳之島建設会館
	6月16日（月）14時～	一般・建設	基準協会 建災防	与論町中央公民館
	6月17日（火）14時～	一般・建設	基準協会 建災防	和泊町中央公民館
	6月20日（金）13時30分～	一般・建設	基準協会 建災防	瀬戸内建設会館

## 平成26年度全国安全週間実施要綱

## 1 趣 旨

全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という崇高な基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、今年で87回目を迎える。

この間、労働災害を防止するため、事業場では、労使が協調して、労働災害防止対策が展開されてきた。この努力により、労働災害は長期的には減少している。しかし、死亡災害は平成21年から大幅な増減を繰り返している。一方、休業4日以上<sup>（一）</sup>の死者数は平成22年からの3年連続の増加によりやく歯止めがかかる見込みとなったものの、小幅な減少にとどまり、依然として厳しい状況にある。

また、近年、トンネルの建設工事や大規模な化学プラントにおいて一度に複数の死亡者を出す重大な労働災害が繰り返し発生しているほか、産業構造の変化に伴い小売業、社会福祉施設等の第三次産業において労働災害が増加している。

これらの背景には、労働災害が多発した時代を経験し、安全に関する知識や経験を豊富に有する世代の労働現場からの離脱の進行と災害が発生していないことによる安全に対する慣れや過信が広がっていること、重大な災害が少ない第三次産業において安全に対する意識が低いことなどがあると考えられる。

こうした状況を踏まえ、平成26年度の全国安全週間のスローガンについては、安全に関する経験やノウハウを産業の違いや世代を超えてつないでいくことの大切さを確認しつつ、それぞれの事業場において安全意識を高め、安全に対する慣れや過信を捨てて労働災害の防止に取り組むとともに、第三次産業を中心として事業者と労働者が一体となって取り組む日々の安全活動を推進し、労働災害の撲滅を目指す観点から、以下のとおりとする。

みんなでつなぎ <sup>たか</sup>高まる意識 <sup>いしき</sup>達成しよう <sup>たっせい</sup>ゼロ <sup>さいがい</sup>災害

この全国安全週間を契機として、それぞれの職場で、労働災害防止の重要性を認識し、安全活動の着実な実行を図る。

## 2 期 間

平成26年7月1日から7月7日までとする。

なお、安全週間の実効を上げるため、平成26年6月1日から6月30日までを準備期間とする。

## 3 主唱者

厚生労働省、中央労働災害防止協会

## 4 協賛者

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

5 協力者

関係行政機関、地方公共団体、安全関係団体、労働組合、経営者団体

6 実施者

各事業場

7 主唱者、協賛者の実施事項

安全週間及び準備期間中に次の事項を実施する。

- (1) 安全広報資料等の作成、配布を行う。
- (2) 様々な広報媒体を通じて広報を行う。
- (3) 安全パトロール等を実施する。
- (4) 安全講習会等を開催する。
- (5) 安全に関する標語等の募集を行う。
- (6) 安全衛生に係る表彰を行う。
- (7) 「国民安全の日」（7月1日）の行事に協力する。
- (8) 事業場の実施事項について指導援助する。
- (9) その他「全国安全週間」にふさわしい行事等を行う。

8 協力者への依頼

主唱者は、上記7の事項を実施するため、協力者に対し、支援、協力を依頼する。

9 実施者の実施事項

安全を最優先する安全文化を醸成するため、各事業場では、次の事項を実施する。

(1) 安全週間及び準備期間中に実施する事項

- ① 経営トップによる安全への所信表明及び職場の安全パトロール等の実施
- ② 今後の安全を考える職場の集いの開催による関係者の意思の統一及び安全意識の高揚等
- ③ 作業上の注意喚起の「見える化」等、分かりやすく全員で取り組みやすい安全活動の標語、写真及び作文等の募集及び発表のほか、視聴覚教材等を活用した講演会等の開催及び作業を直接指揮する優良な職長等の顕彰等の実施
- ④ 安全旗の掲揚、標語等の掲示、安全関係資料の配布等のほか、ホームページ等を通じた自社の安全活動等の社会への発信
- ⑤ 労働者の家族への安全の文書の送付、職場見学等の実施による家族の協力の呼びかけ
- ⑥ 緊急時の措置に係る必要な訓練の実施
- ⑦ 「安全の日」等の設定
- ⑧ その他安全週間及び準備期間にふさわしい行事の実施

(2) 継続的に実施する事項

① 全般的事項

ア 安全衛生管理体制の確立と自主的な安全衛生活動の促進

(ア) 安全管理者等の選任、安全委員会の設置及びその活動の活性化

a 経営トップによる統括管理、安全委員会の活用等を通じた労働者の参画等による実施体制の確立

b 職場巡視、危険予知、「見える化」等の安全活動の提案、ヒヤリ・ハット



- 対策等の日常的な安全活動の充実・活性化
    - c 事業場での労働災害の記録、分析及び再発防止対策の徹底
  - (イ) 職業生活全般を通じた各段階での安全教育の徹底
    - a 安全教育計画の樹立と効果的な安全教育の実施
    - b 就業制限業務、作業主任者を選任すべき業務での有資格者の充足
    - c トップ層から第一線の現場労働者までの階層別の安全教育（雇入れ時及び作業内容の変更時、危険業務従事者等に対する安全教育並びに安全管理者等に対する能力向上教育を含む）の実施
  - (ウ) 作業者の安全意識の高揚
    - a 災害事例の分析、具体的な災害防止対策の樹立及びその周知徹底
    - b 職場巡視、危険予知、安全提案制度、ヒヤリ・ハット対策等の日常的な安全活動の充実・活性化
    - c 安全委員会等を通じた職場の安全問題への参画の促進
    - d 家庭に対する安全の協力の呼びかけの実施
  - (エ) その他自主的な安全衛生活動の促進
    - a 安全に係る知識や労働災害防止のノウハウの着実な継承
    - b 労働安全コンサルタント等の外部の専門家を活用した安全診断の実施
  - イ 安全作業マニュアルの整備、定期的な見直し
    - (ア) 機械設備の運転操作、運搬等の定常作業に係る安全作業マニュアルの整備、見直し
    - (イ) 修理、点検、トラブル処理等の非定常作業に係る安全作業マニュアルの整備、見直し
    - (ウ) 機械化、自動化、新原材料の導入等に伴う安全作業マニュアルの整備、見直し
  - ウ リスクアセスメントの普及促進等
    - (ア) 「危険性又は有害性等の調査等に関する指針」、「機械の包括的な安全基準に関する指針」、「化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針」に基づく適切なリスクアセスメント等の実施
    - (イ) 労働安全衛生マネジメントシステムの確立をはじめとした労使による自主的な安全管理活動の推進
  - エ 女性労働者や高齢労働者が活躍するための職場改善の推進
    - (ア) 機械設備等作業環境の改善
    - (イ) 作業方法、作業配置等の改善
- ② 業種の特性に応じた災害防止対策及び特定の災害防止対策
- ア 第三次産業の労働災害防止対策
    - (ア) 転倒、墜落・転落災害の防止対策の徹底のための職場内の危険箇所の特  
定・改善の実施
    - (イ) 重量物取扱い作業、介護作業等の腰痛予防対策の徹底
    - (ウ) 職場の4S活動（職場の整理、整頓、清掃、清潔）、危険予知活動の推進
  - イ 陸上貨物運送事業の労働災害防止対策の推進
    - (ア) 荷役作業中の荷台等からの墜落転落防止対策の徹底
    - (イ) 荷主との合同による荷役作業現場の安全点検及び改善の実施
    - (ウ) 適正な労働時間等の管理及び走行管理の実施
  - ウ 建設業の労働災害防止対策

- (ア) 元方事業者による統括安全衛生管理と関係請負人に対する指導の徹底
- (イ) 足場からの墜落防止措置や手すり先行工法等「より安全な措置」の実施、足場の設置が困難な場合の安全帯（救出に時間を要する場所等においては、ハーネス型安全帯）の使用等、高所作業中の墜落・転落防止対策の徹底
- (ウ) クレーン、移動式クレーン、解体用機械等の車両系建設機械の検査・点検整備及び安全な作業方法の徹底
- (エ) 安全衛生教育推進計画の整備及び職長教育、新規入職者教育、建設工事に従事する労働者に対する安全衛生教育等の徹底

#### エ 製造業の労働災害防止対策

- (ア) 機械譲渡者等による機械の危険性等の通知を活用した「機械の包括的な安全基準に関する指針」に基づく安全な機械の採用及び使用
- (イ) 雇入時、作業内容変更時等の安全教育の徹底及び安全管理者等の安全担当者の能力向上教育の実施
- (ウ) 元方事業者による同一現場で働く請負事業の労働者や派遣労働者を含めた総合的な安全管理の徹底、派遣先事業場における派遣労働者の労働災害防止措置の徹底

#### オ 東日本大震災に伴う復旧・復興工事の労働災害防止対策

- (ア) 適正な施工計画、作業計画の作成及びこれらに基づく工事の安全な実施
- (イ) 解体用機械等の車両系建設機械との接触防止、高所からの墜落・転落災害防止対策等の徹底
- (ウ) 一定の工事エリア内で複数の工事が近接・密集して実施される場合、発注者及び近接工事の元方事業者による工事エリア別協議組織の設置
- (エ) 職長、新規入職者等に対する安全衛生教育の確実な実施及び作業内容に応じた保護具の使用

#### カ その他の労働災害防止対策

- (ア) 林業の労働災害防止対策
  - a 新規就業者等経験の浅い労働者に対する安全衛生教育の徹底
  - b 間伐作業での安全対策の徹底
  - c 安全な手順に基づく「かかり木」処理の徹底
- (イ) 爆発・火災災害防止対策の推進
  - a 「化学物質等の危険性又は有害性等の調査等の表示又は通知等の促進に関する指針」に基づく化学物質の譲渡提供時のラベル表示、安全データシート（SDS）の交付等による化学物質の危険性・有害性の通知の徹底及び事業者による事業場内で取り扱う容器等へのラベル表示の実施
  - b 化学設備の定期自主検査の計画的な実施、化学設備の改造・修理等の作業の注文者による文書等の交付等、工事発注者と施工工事業者との連携等の実施
  - c 特に改造・修理等の非常作業におけるリスクアセスメント等の徹底、特殊化学設備に対する過去のリスクアセスメント等の確認及び必要に応じてのリスクアセスメント等の見直し

### ③ 業種横断的な労働災害防止対策

#### ア 交通労働災害防止対策

- (ア) 交通労働災害防止のための管理体制の確立及び意識の高揚
- (イ) 安全衛生責任者、労働者等に対する教育の徹底

(ウ) 安全衛生責任者による職場の安全点検及び改善の実施

イ 熱中症予防対策

(ア) WBGT値（暑さ指数）を求めること等による職場の暑熱の状況の把握及び必要な作業環境管理、作業管理、健康管理等の実施

(イ) 計画的な熱への順化期間（熱に慣れ、その環境に適応する期間）の設定

(ウ) 自覚症状の有無にかかわらず水分・塩分の摂取

(エ) 熱中症の発症に影響を与えるおそれのある疾患（糖尿病等）を踏まえた健康管理など

ウ 腰痛予防対策

「職場における腰痛予防対策指針」に基づく対策の推進

(ア) 介護・看護作業における腰部に負担の少ない介助法の普及の推進

(イ) 腰痛予防に関する労働衛生教育の実施

(ウ) 作業標準の策定

(エ) 腰痛予防に係るリスクアセスメントの促進

エ 酸素欠乏症等の防止対策

(ア) 酸素欠乏危険場所における作業前の酸素及び硫化水素濃度の測定の徹底

(イ) 換気の実施、空気呼吸器等の使用等の徹底

## 6月は「男女雇用機会均等月間」です

第29回のテーマは

踏み出そう ポジティブ・アクション！

～男女ともに力を発揮する企業が未来を担う～



ポジティブ・アクション普及  
促進のためのシンボルマーク  
「きらら」

厚生労働省では、6月を「男女雇用機会均等月間」と定め、職場における男女均等について労使を始め社会一般の認識と理解を深める機会として各種活動を実施します。

女性の活躍促進は現内閣の最重要課題として掲げられており、経済成長の観点からも重要な課題となっていますが、依然として、女性の勤続年数は短く、管理職比率は低い水準にとどまっています。実質的な男女均等取扱いを実現するためには、性別によらない雇用管理を行うことはもとより、個々の企業におけるポジティブ・アクション（男女労働者間に事実上生じている格差の解消に向けた企業の自主的かつ積極的な取組）の一層の取組が重要です。

厚生労働省では、平成24年6月から企業のポジティブ・アクションの取組を促進するため、「女性の活躍促進・企業活性化営業大作戦」を実施しています。鹿児島労働局でも企業トップに対して直接、ポジティブ・アクションの取組促進や企業における女性の活躍状況についての情報開示の働きかけを行っていますが、本月間にあわせて、労働局長による企業訪問など企業トップへの働きかけなどを集中的に実施することとしています。

### 6月に実施する事項

- くるみん認定交付企業に対する働きかけ 2社
- 局長等による企業訪問 19社
- 改正男女雇用機会均等法関係省令・指針等説明会 (別添3)
- 集中的広報

また、平成26年7月1日より、改正男女雇用機会均等法関係省令・指針等が施行されることから、「改正均等法関係省令・指針等説明会」(別添3)のとおり説明会を実施します。「間接差別」の対象範囲の拡大や、セクシュアルハラスメント防止対策の明確化など、改正均等法関係省令・指針の内容についても引き続き周知・啓発を行います。

### (添付資料)

- 別添1 第29回男女雇用機会均等月間関係資料
- 別添2 女性の活躍促進・企業活性化推進営業大作戦関係資料
- 別添3 改正男女雇用機会均等法関係省令・指針等説明会 案内チラシ

## 第29回男女雇用機会均等月間実施要綱

### 1 趣 旨

男女雇用機会均等法（以下「均等法」という。）が施行されて以降、法制度上は男女の均等な機会及び待遇の確保は大きく進展し、企業の雇用管理は改善されつつあるが、依然として、男性と比べて女性の勤続年数は短く、管理職比率も低い水準にとどまっており、実質的な機会均等が確保された状況とはなっていない。

実質的な男女均等取扱いを実現するためには、性別によらない雇用管理を行うことはもとより、ポジティブ・アクション（男女労働者間に事実上生じている格差の解消に向けた企業の自主的かつ積極的な取組）の一層の推進により、働き続けることを希望する者が就業意欲を失うことなく自らのキャリアを築き、その能力を発揮できる環境整備等を進めること及び女性の活躍が社会にとってきわめて重要であることについて社会一般に定着させることが重要である。

特に、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いについての相談は引き続き高い水準で推移していることから、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止の徹底を図る必要がある。

また、均等法の省令・指針が改正され、平成26年7月1日より施行されることからその内容を十分に周知するとともに、相談窓口が都道府県労働局雇用均等室（以下「雇用均等室」という。）であることを、社会一般に定着させる必要がある。

厚生労働省では、6月を「男女雇用機会均等月間」と定め、職場における男女均等について労使を始め社会一般の認識と理解を深める機会としている。本年度においては、次の目標を掲げ、月間を実施する。

### 2 目 標

- (1) 均等法及び改正省令・指針の一層の周知徹底及び履行確保
- (2) ポジティブ・アクションの取組の促進
- (3) 女性の活躍が社会にとってきわめて重要であることについての定着

### 3 テーマ

踏み出そう ポジティブ・アクション！  
～男女ともに力を発揮する企業が未来を担う～

### 4 期 間

平成26年6月1日から30日までの1か月

### 5 主 唱

厚生労働省

### 6 協力を依頼する機関、団体

関係行政機関、報道機関、使用者団体、労働団体、その他

### 7 実施事項

#### (1) 周知・広報活動の実施

月間の趣旨や均等法の施行状況の記者発表を行うとともに、月間周知用ポスターの作成・配布を行うほか、各種媒体を通じ、7月に施行される改正省令・指針の周知及び妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い等の相談窓口が雇用均等室であることも含め広報活動を実施する。

#### (2) 協力依頼の実施

関係行政機関、報道機関、使用者団体、労働団体等に対し、月間実施に係る協力を依頼する。また、使用者団体に対しては、傘下団体・会員企業等に対する男女均等取扱いのための各種取組を促すよう要請する。

#### (3) 均等法に基づく指導の集中的実施

雇用均等室において、男女均等取扱いの実現及び妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止の徹底のための事業主に対する指導を集中的に実施する。

#### (4) 事業主に対するポジティブ・アクションの取組促進

厚生労働省及び都道府県労働局において、直接企業や団体を訪問することにより、企業がポジティブ・アクションの具体的な取組を行うことができるよう必要な助言及び情報提供を積極的に行うとともに、その取組状況についてポジティブ・アクション情報ポータルサイトの活用による情報開示の促進を図る。

## 女性の活躍促進・企業活性化推進営業チーム設置要綱

## 1. 目的

女性の活躍を促進し企業の活性化をするために、企業による自主的かつ積極的な取り組みであるポジティブ・アクションに取り組む企業を拡大させる必要がある。このため、企業に対してポジティブ・アクションの実施を積極的に働きかけるため、厚生労働省に、女性の活躍促進・企業活性化推進営業チーム（以下「営業チーム」という。）を設置する。

## 2. 営業チームの構成

- (1) 雇用均等・児童家庭局内に、雇用均等・児童家庭局長をチーム長とする営業チームを設置する。
- (2) 営業チームに、チーム長、副チーム長を置く。
- (3) チーム長は雇用均等・児童家庭局長、副チーム長は大臣官房審議官（雇用均等・児童家庭、少子化対策担当）とする。
- (4) (3)に掲げる者のほか、営業チームのメンバーは、別紙の職にある者とする。
- (5) 都道府県労働局においては、労働局長及び雇用均等室長が、本省雇用均等・児童家庭局の営業チームと一体となって、企業のポジティブ・アクションの取組み促進を働きかける。

## 3. 営業チームの業務

- (1) ポジティブ・アクションの取組み促進のための企業訪問。
- (2) ポジティブ・アクションの取組み促進の働きかけ。
- (3) 企業の情報開示促進の働きかけ。

## 4. 事務局

- (1) 営業チームに事務局を置く。
- (2) 事務局に、事務局長及び事務局長代理を置く。
- (3) 事務局長は、雇用均等政策課長、事務局長代理は雇用均等政策課均等業務指導室長とする。
- (4) (3)に掲げる者のほか、事務局員は事務局長の指名する者とする。
- (5) 事務局の庶務は、雇用均等・児童家庭局雇用均等政策課において処理する。

## 5. 設置日

本営業チームは、平成24年6月1日に設置する。

## 6. その他

前各号に定めるもののほか、営業チームの運営に関する事項その他必要な事項は、事務局長が定める。

チーム長：雇用均等・児童家庭局長

副チーム長：大臣官房審議官（雇用均等・児童家庭、少子化対策担当）

メンバー：

雇用均等・児童家庭局総務課長

雇用均等・児童家庭局総務課調査官

雇用均等・児童家庭局雇用均等政策課長 ※事務局長

雇用均等・児童家庭局雇用均等政策課均等業務指導室長 ※事務局長代理

雇用均等・児童家庭局職業家庭両立課長

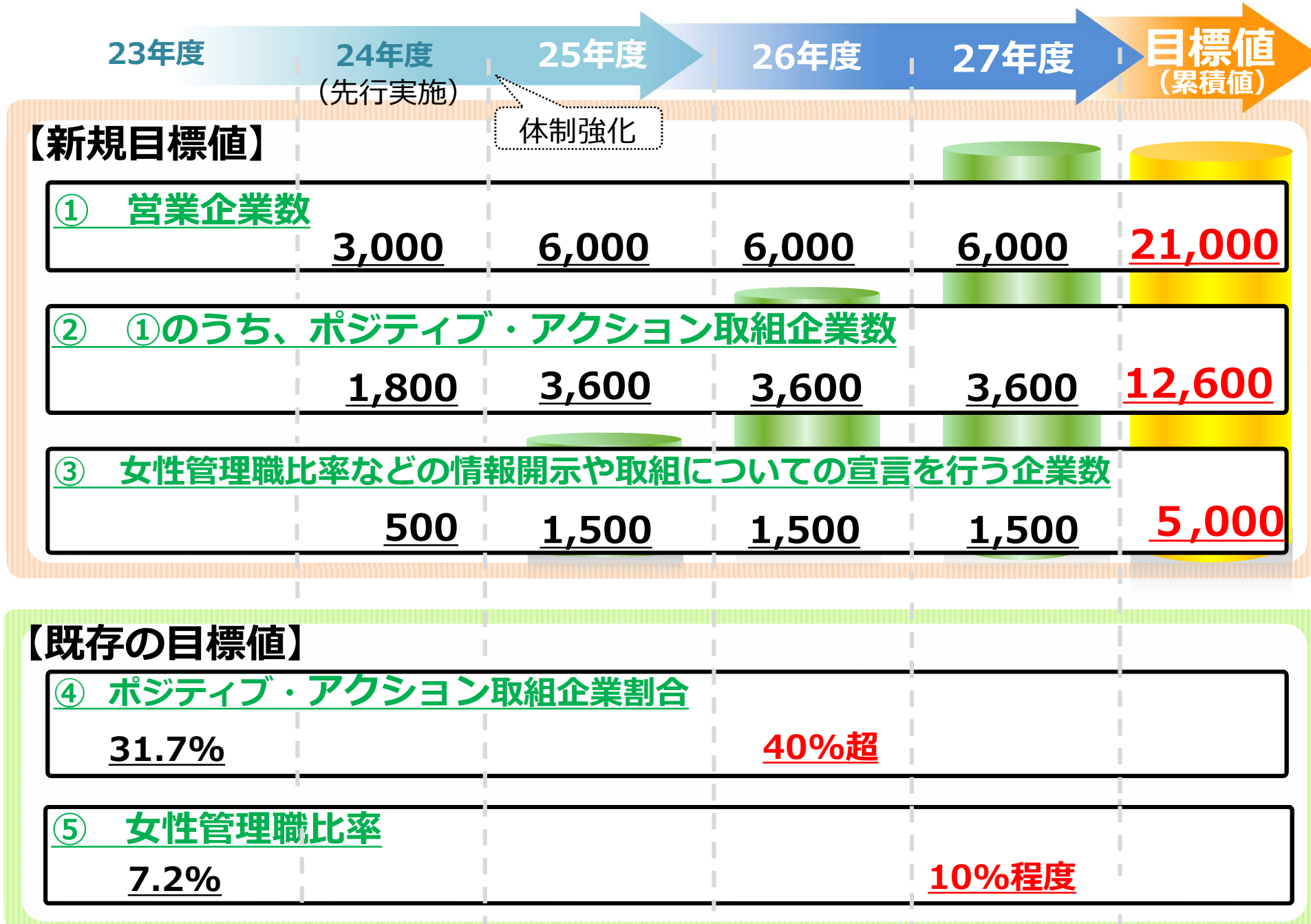
雇用均等・児童家庭局職業家庭両立課育児・介護休業推進室長

雇用均等・児童家庭局短時間・在宅労働課長

雇用均等・児童家庭局短時間・在宅労働課均衡待遇推進室長

# 女性の活躍促進・企業活性化推進営業大作戦目標値

別添





# 女性が輝く社会の実現に向けて

職場での女性の活躍を推進する「ポジティブ・アクション」のご紹介

職場における男女間格差の実態を把握し、  
女性の活躍推進や格差解消に向けて、  
労使でポジティブ・アクションに取り組みましょう。

女性に  
継続して  
働いて  
もらいたい

ポジティブ・アクションで  
女性の能力が十分に  
発揮されれば、  
企業にとって大きな  
プラスになります!

女性の  
管理職を  
増やしたい

女性に  
もっと能力を  
発揮して  
もらいたい

## ポジティブ・アクションとは?

男女均等に人材育成、人事考課などを行っていても、固定的な男女の役割分担意識や過去の経験から、営業職に女性はほとんどいない、課長以上の管理職は男性が大半を占めているなど、事実上の格差が生じている場合があります。「男女雇用機会均等法」上の性差別を禁止した規定を遵守するだけではこうした格差は解消できません。

ポジティブ・アクションは単に女性を「優遇」するためのものではなく、こうした状況を是正するための取組全般を指します。



ポジティブ・アクション  
シンボルマーク「キララ」



厚生労働省雇用均等・児童家庭局／都道府県労働局（雇用均等室）

# 1

## ポジティブ・アクションのイメージ

具体的な目標には、次のようなものが考えられます。

女性の採用拡大

女性の職域拡大

女性の管理職の増加

女性の勤続年数の伸長  
(仕事と家庭の両立)

職場環境・風土の改善  
(男女の役割分担意識の解消)

「女性の採用拡大」と「女性の職域拡大」は密接に関係しており、これらの取組が進むと、「女性管理職の増加」も効果的に進められます。「女性の勤続年数の伸長」と「職場環境・風土の改善」はこれらの取組を支えるものです。

ポジティブ・アクションの具体的な取組には、「女性のみを対象とする、または女性を有利に取り扱う取組」と「男女両方を対象とする取組」があります。

### ポジティブ・アクションのための第一歩

#### 現状分析・計画策定

- 現状を把握するためのアンケートやグループディスカッションなどを実施する。
- 企業内のポジティブ・アクション推進体制を整備する。
- 女性の能力発揮のための計画を策定する。

#### 女性のみを対象とする、 または女性を有利に取り扱う取組

- 女性の応募を促すために、会社案内などで、社内で活躍している女性を積極的に紹介する。
- モデル(模範)となる女性を育成し、提示する。
- 昇進・昇格試験の受験を女性に奨励する。

**男女雇用機会均等法** では、労働者に対し性別を理由として差別的取扱いをすることを禁止していますが、第8条において、過去の女性労働者に対する取扱いなどが原因で生じている、男女労働者間の事実上の格差を解消するための措置は、法に違反しない旨を定めています。

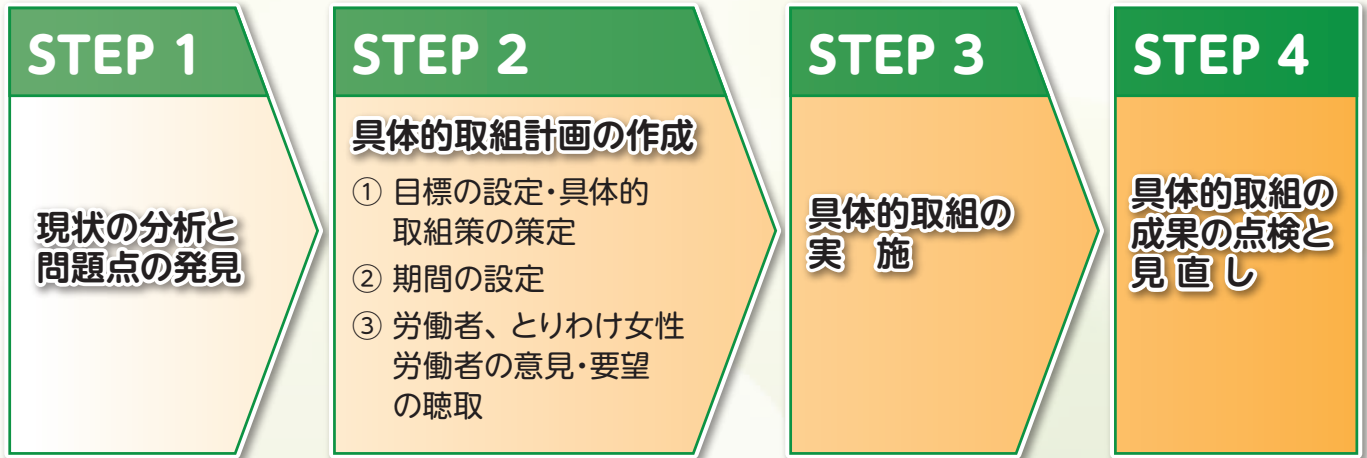
#### 男女両方を対象とする取組

- 作業の方法や工程を見直したり、使いやすい器具、設備を導入するなど、男女ともに働きやすい職場環境を整備する。
- 女性を受け入れた経験が少ない管理職に対する研修を行う。
- 人事考課基準、昇進・昇格基準などを明確に定める。
- 女性の能力発揮の重要性についての意識啓発研修を実施する。
- 出産や育児による休業などがハンディとならないよう制度を見直す。

# 2

## ポジティブ・アクションの具体的な進め方

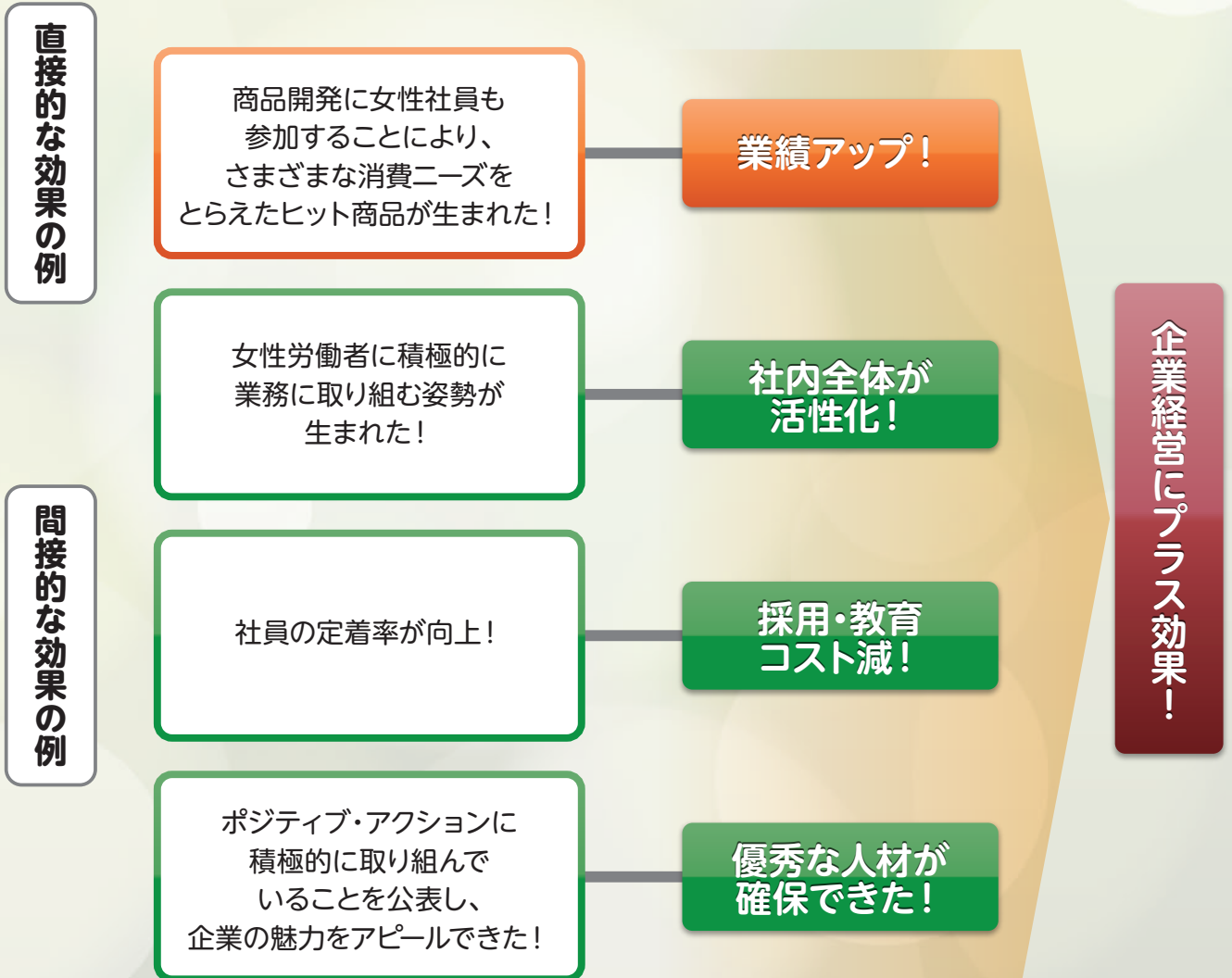
ポジティブ・アクションの取組の流れ



# 3

## ポジティブ・アクションの効果

ポジティブ・アクションに取り組むと、さまざまなメリットがあります！



# 厚生労働省が運営するポジティブ・アクションの情報サイト

## 🌐 ポジティブ・アクション情報ポータルサイト

ポジティブ・アクションに関する総合的な情報を提供しています。  
<http://www.positiveaction.jp/>

## 🌐 女性の活躍推進宣言コーナー

経営トップが自社の女性活躍推進について宣言し、女性が活躍する魅力ある会社であることをアピールしています。  
<http://www.positiveaction.jp/declaration/>

## 🌐 ポジティブ・アクション応援サイト

全国の様々な企業が実際に取り組んでいる事例を、業種や規模別に実名で紹介しています。  
<http://www.positiveaction.jp/pa/index.php>



## 🌐 ポジティブ・アクションメッセージ集（企業向け、女性社員向け）

ポジティブ・アクションに取り組み、成果を上げている企業のトップや、企業の中で活躍している女性たちのメッセージを掲載しています。  
<http://www.mhlw.go.jp/topics/koyoukintou/2012/03/30-01.html>

## 🌐 男女間の賃金格差解消のためのガイドライン

男女間賃金格差の縮小に向けて、賃金や雇用管理のあり方を見直すための視点や、性別を問わず社員の活躍を促進するための実態調査票などの支援ツールを盛り込んでいます。  
<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r985200000ned3.html>

## ポジティブ・アクションに関するお問い合わせは 都道府県労働局雇用均等室へ

[受付時間 8時30分～17時15分(土・日・祝日・年末年始を除く)]

都道府県	電話番号	都道府県	電話番号	都道府県	電話番号
北海道	011-709-2715	石川	076-265-4429	岡山	086-224-7639
青森	017-734-4211	福井	0776-22-3947	広島	082-221-9247
岩手	019-604-3010	山梨	055-225-2859	山口	083-995-0390
宮城	022-299-8844	長野	026-227-0125	徳島	088-652-2718
秋田	018-862-6684	岐阜	058-245-1550	香川	087-811-8924
山形	023-624-8228	静岡	054-252-5310	愛媛	089-935-5222
福島	024-536-4609	愛知	052-219-5509	高知	088-885-6041
茨城	029-224-6288	三重	059-226-2318	福岡	092-411-4894
栃木	028-633-2795	滋賀	077-523-1190	佐賀	0952-32-7218
群馬	027-210-5009	京都	075-241-0504	長崎	095-801-0050
埼玉	048-600-6210	大阪	06-6941-8940	熊本	096-352-3865
千葉	043-221-2307	兵庫	078-367-0820	大分	097-532-4025
東京	03-3512-1611	奈良	0742-32-0210	宮崎	0985-38-8827
神奈川	045-211-7380	和歌山	073-488-1170	鹿児島	099-222-8446
新潟	025-288-3511	鳥取	0857-29-1709	沖縄	098-868-4380
富山	076-432-2740	島根	0852-31-1161		

厚生労働省のホームページでは、メールによる質問も受け付けています。 <https://www-secure.mhlw.go.jp/getmail/getmail.html>

平成 26 年 7 月 1 日施行

# 改正男女雇用機会均等法 関係省令・指針等説明会

主催：鹿児島労働局

男女雇用機会均等法に関する省令・指針等が改正され、平成 26 年 7 月 1 日から施行されることになっています。

募集・採用に深く関わる「間接差別」として禁止される対象範囲の拡大や、事業主のセクシュアルハラスメント防止対策について、よりきめ細やかな対応が必要になるなど、採用活動や人事労務管理を行うにあたり、ご理解いただきたい改正内容となっております。

その他、改正法が平成 26 年 4 月 16 日に成立した、パートタイム労働法、次世代育成支援対策推進法についての説明や、両立支援助成金等の説明も行います。ぜひ、ご参加ください。

## ●日時・会場●

平成 26 年 6 月 24 日（火） 13:30～15:30

鹿児島県医師会館 4 階大ホール（〒890-0053 鹿児島市中央町 8-1）

※駐車スペースがございませんので、公共の交通機関または周辺のパーキングをご利用ください。

## ●説明会内容●

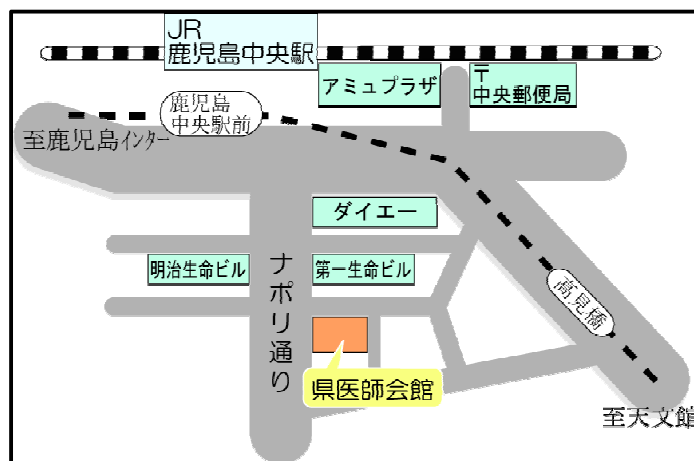
- ①改正男女雇用機会均等法施行規則、改正指針等説明
- ②改正パートタイム労働法説明
- ③改正次世代育成支援対策推進法説明
- ④両立支援関係助成金等説明

## ●対象●

事業主、企業の人事労務担当者

## ●申込方法●

裏面必要事項に記入し、6月16日（月）までに、FAX、郵送、または電話でお申し込みください。申し込み用紙は本状の裏面です。送付状は必要ありません。定員を超えた場合、先着順となりますので、ご了承ください。



# 改正男女雇用機会均等関係省令・指針等説明会 参加申込書

FAX 送信先：鹿児島労働局雇用均等室 099-222-8459

企業名			
所在地	〒 ー 電話番号（ ー ー ）		
出席者名	所属	役職	氏名
労働者数	労働者総数 名（男性 名、女性 名） うち パートタイム労働者数 名（男性 名、女性 名）		

※ご記入いただきました氏名、企業名などの個人情報、参加者の把握、連絡等本来の目的以外には使用いたしません。

## FAX、郵送、お電話でお申込みください

注) 定員を超えた場合、先着順となりますので、ご了承ください。

**お申込み・お問い合わせ先**

**鹿児島労働局雇用均等室**

鹿児島市西千石町1-1 鹿児島西千石第一生命ビル2階

電話：099-222-8446 FAX：099-222-8459

# 労働保険の年度更新（申告・納付）は 6月1日から7月10日までです

鹿児島労働局では、労働保険徴収室・労働基準監督署を始め県内28の会場で、労働保険料の概算・確定申告の受付を行います。郵送やインターネットによる受付もできますので、ぜひご利用ください。

事業主の皆様には、法定期限の7月10日までに労働保険料の申告・納付をしていただきますようお願いいたします。

平成23年度から、受付・審査事務の一部を民間業者に外部委託したことから、受託業者から申告内容について事業主に照会することがあります。

また、石綿健康被害救済のための一般拠出金についても、労働保険料と併せて申告・納付していただくことになります。

※ 労働保険料は、

- 労働者の業務上又は通勤途中の負傷や疾病、死亡等に対して行う保険給付（労災保険）
  - 労働者が失業したときや就職促進のための給付、事業主に対して行う各種助成等（雇用保険）
- といったセーフティネットの基になるものです。

（総務部労働保険徴収室）

## 平成26年度 労働保険年度更新申告書集合受付会場及び日程表

地区	月 日	時 間	申 告 書 受 付 会 場	所在地・電話番号
鹿児島 日置	6月18日(水)	10:30~15:00	シーサイドガーデンさのさ(みさきの間)	いちき串木野市長崎町101 0996-32-4177
	6月20日(金)	10:00~16:00	鹿児島総合卸商業団地協同組合 オロシティーホール(大会議室)	鹿児島市卸本町6-12 099-260-2111
	6月26日(木)	10:00~16:00	かごしま県民交流センター (東棟3階大研修室第2)	鹿児島市山下町14-50 099-221-6600
	6月27日(金)			
南 薩	6月16日(月)	10:00~15:00	南さつま市民会館(第2会議室)	南さつま市加世田川畑2627-1 0993-53-2331
	6月24日(火)	10:30~15:00	指宿市民会館(大会議室)	指宿市東方12000 0993-22-4105
北 薩	6月23日(月)	10:30~15:00	ホテルキング(2階バンケットホール)	出水市向江町5-18 0996-62-1511
	7月1日(火)	10:00~15:00	宮之城ひまわり館(いきいき学習室)	薩摩郡さつま町宮之城屋地2117-1 0996-52-1123
	7月8日(火)	10:00~15:00	薩摩川内市国際交流センター (2階会議室A・B)	薩摩川内市天辰町2211-1 0996-22-7741
	7月9日(水)			
始 良 伊 佐	6月17日(火)	10:30~15:00	伊佐市文化会館(小ホール)	伊佐市大口鳥巣305 0995-22-6320
	6月24日(火)	10:00~15:00	栗野建設会館(2階会議室)	始良郡湧水町米永476 0995-74-2221
	6月30日(月)	10:00~15:00	国分シビックセンター(多目的ホール)	霧島市国分中央3-45-1 0995-45-5111
	7月2日(水)	10:00~15:00	始良市文化会館(加音ホール会議室)	始良市加治木町木田5348-185 0995-62-6200
大 隅	6月19日(木)	10:30~15:00	曾於市商工会大隅支所(2階大会議室)	曾於市大隅町岩川6491-2 099-482-1432
	6月25日(水)	10:30~15:00	サンポートしぶしアピア(2階アピアホール)	志布志市志布志町志布志3-24-1 099-472-5111
	7月3日(木)	10:00~15:00	鹿屋合同庁舎(4階共用会議室)	鹿屋市西原4-5-1 0994-43-3385
	7月4日(金)			
熊 毛	6月10日(火)	10:30~16:00	種子島合同庁舎(国)(第2会議室)	西之表市西之表16314-6 0997-22-1318
	6月11日(水)	9:30~12:00	中種子町立中央公民館(小会議室)	熊毛郡中種子町野間5186-2 0997-27-1111
	6月12日(木)	13:30~16:00	屋久島離島開発総合センター(第1会議室)	熊毛郡屋久島町宮之浦1593 0997-42-0100
	6月13日(金)	10:00~12:00	屋久島町総合センター(安房)(大会議室)	熊毛郡屋久島町安房187-1 0997-43-5900
大 島	6月11日(水)	14:00~16:30	天城町中央公民館(つつじの間)	大島郡天城町天城430 0997-85-2258
	6月12日(木)	9:30~16:00	徳之島合同庁舎(国)(2階会議室)	大島郡徳之島町亀津553-1 0997-82-1438
	6月13日(金)	9:30~12:00	徳之島交流ひろば ほうらい館(会議室A)	大島郡伊仙町伊仙2575-2 0997-86-3319
	6月18日(水)	9:00~16:00	奄美文化センター(2階第2会議室)	奄美市名瀬長浜町517 0997-54-1211
	6月19日(木)	10:00~15:00	瀬戸内町中央公民館(2階会議室)	大島郡瀬戸内町古仁屋船津33 0997-72-0363
	6月25日(水)	14:00~16:30	知名町中央公民館(小会議室)	大島郡知名町知名411 0997-93-2041
	6月26日(木)	9:00~12:00	和泊町商工会(会議室)	大島郡和泊町和泊1225 0997-92-0148
	7月1日(火)	14:00~16:30	与論町中央公民館(第3研修室)	大島郡与論町茶花1015 0997-97-2079
	7月8日(火)	9:00~12:00	喜界町中央公民館(団体室)	大島郡喜界町赤連18-2 0997-65-0229



## 梅雨時期の土砂崩壊等による労働災害の防止に 取り組みます

例年、5月の終わりから6月の始めに掛けて約1か月半程度の梅雨の時期が訪れます。この時期は、大雨等による土砂崩壊災害が発生し、また、これに伴う災害復旧工事等も行われます。

梅雨時期は、建設工事現場における土砂崩壊等による労働災害の発生が懸念されるため、鹿児島労働局では、その日の作業を開始する前や降雨後の作業再開時に作業箇所の事前点検や避難措置等の各種対策を講じるよう、関係団体等を通じた周知啓発や指導を実施していきます。

(労働基準部健康安全課)

## 職場の熱中症を防ごう！

熱中症とは、高温多湿な環境下において体内の水分等のバランスが崩れるなどにより発症する障害で、めまいや失神等の症状があらわれ、死に至る場合もあります。

鹿児島県内においては、平成 25 年においては、休業 4 日以上労働災害として 13 件の報告があり、そのうち 2 件については 10 月に発生しております。

鹿児島労働局では、これから夏に向けて高温多湿場所の職場環境の改善や水分・塩分の摂取等熱中症予防対策の周知啓発・指導を実施します。

熱中症を防ぐために、皆様に取り組んでいただきたいことについては、鹿児島労働局ホームページ「熱中症を防ごう」をご覧ください。

(労働基準部健康安全課)

# 熱中症を防ごう!

事業主さん、働く皆さん

「職場における熱中症予防対策」<sup>(※1)</sup>をご存じですか?

熱中症とは、高温多湿な環境下において、体内の水分及び塩分（ナトリウムなど）のバランスが崩れたり、体内の調整機能が破綻するなどして発症する障害の総称で、次のような症状が現れます。

めまい・失神

筋肉痛・筋肉の硬直

大量発汗

頭痛・気分の不快・吐き気・嘔吐・倦怠感・虚脱感

意識障害・痙攣・手足の運動障害

高体温

高温多湿な環境では熱中症が多発します。

以下の項目をチェックして

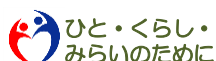
職場の熱中症予防に努めましょう!

- WBG<sup>(※2)</sup>T値の低減に努めていますか?
- 熱への順化期間<sup>(※3)</sup>を設けていますか?
- 自覚症状の有無にかかわらず水・塩分を摂っていますか?
- 透過性・通気性の良い服を着ていますか?
- 睡眠不足・体調不良ではありませんか?

(※1)平成21年6月19日付け基発第0619001号「職場における熱中症の予防について」に基づく、職場における熱中症予防対策

(※2)WBG<sup>(Wet-Bulb Globe Temperature)</sup>T値＝暑熱環境による熱ストレスの評価を行う暑さ指数で、乾球温度・自然湿球温度・黒球温度から算出する数値

(※3)熱に慣れ、当該環境に適応させるために計画的に設ける期間



厚生労働省労働基準局・都道府県労働局・労働基準監督署

# 1 熱中症の症状と分類

熱中症とは、高温多湿な環境下において、体内の水分及び塩分(ナトリウムなど)のバランスが崩れたり、体内の調整機能が破綻するなどして発症する障害の総称で、表1のような様々な症状が現れます。

表1・これらの症状が現れた場合には、熱中症を発症した可能性があります

I 度	めまい・失神… 「立ちくらみ」のこと。「熱失神」と呼ぶこともあります。 筋肉痛・筋肉の硬直… 筋肉の「こむら返り」のこと。「熱痙攣」と呼ぶこともあります。 大量の発汗	重症度 <b>小</b>
II 度	頭痛・気分の不快・吐き気・嘔吐・倦怠感・虚脱感… 体がぐったりする、力が入らない、など。従来「熱疲労」と言われていた状態です。	
III 度	意識障害・痙攣・手足の運動障害… 呼びかけや刺激への反応がおかしい、ガクガクと引きつけがある、真直ぐに歩けない、など。 高体温… 体に触ると熱いという感触があります。従来「熱射病」と言われていたものが相当します。	重症度 <b>大</b>

# 2 WBGT値（暑さ指数）の活用について

## WBGT値とは (注1)

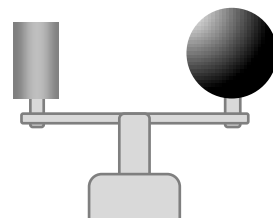
暑熱環境による熱ストレスの評価を行う暑さ指数で、次式により算出されます。

①屋内、屋外で太陽照射のない場合(日かげ)

$$\text{WBGT値} = 0.7 \times \text{自然湿球温度} + 0.3 \times \text{黒球温度}$$

②屋外で太陽照射のある場合(日なた)

$$\text{WBGT値} = 0.7 \times \text{自然湿球温度} + 0.2 \times \text{黒球温度} + 0.1 \times \text{乾球温度}$$



WBGT値測定器(例)

## WBGT基準値に基づく評価について (注2)

作業場所におけるWBGT値が、WBGT基準値を超えるおそれがある場合には、熱中症にかかる可能性が高くなりますので、次のフローチャートに基づいて、対策を講じてください。

まず、WBGT値を作業中に測定するよう努めてください

WBGT値については、表4の「WBGT値と気温・相対湿度の関係」も参考としてください

測定したWBGT値を、表2のWBGT基準値と比較します

WBGT値がWBGT基準値を超える(おそれがある)場合には…

冷房などにより、作業場所のWBGT値の低減を図ります  
身体作業強度(代謝率レベル)の低い作業に変更します  
WBGT基準値より低いWBGT値での作業に変更します

それでもWBGT基準値を超える(おそれがある)場合には…

5ページ～「③熱中症予防対策について」の徹底を図りましょう

(注1) WBGT値の測定方法は、平成17年7月29日付け基安発第0729001号「熱中症の予防対策におけるWBGTの活用について」を参照してください。

(注2) WBGT基準値は、既往症がない健康な成年男性を基準に、ばく露されてもほとんどの者が有害な影響を受けないレベルに相当するものとして設定されていることに留意する必要があります。

## 表2・身体作業強度等に応じたWBGT基準値

区分	身体作業強度(代謝率レベル)の例	WBGT基準値			
		熱に順化している人(℃)		熱に順化していない人(℃)	
0 安静	・ 安静	33		32	
1 低代謝率	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 楽な座位</li> <li>・ 軽い手作業(書く、タイピング、描く、縫う、簿記)</li> <li>・ 手及び腕の作業(小さいベンチツール、点検、組み立てや軽い材料の区分け)</li> <li>・ 腕と足の作業(普通の状態での乗り物の運転、足のスイッチやペダルの操作)</li> <li>・ 立位</li> <li>・ ドリル(小さい部分)                      ・ フライス盤(小さい部分)</li> <li>・ コイル巻き                                      ・ 小さい電気子巻き</li> <li>・ 小さい力の道具の機械</li> <li>・ ちょっとした歩き(速さ3.5km/h)</li> </ul>	30		29	
2 中程度代謝率	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 継続した頭と腕の作業(くぎ打ち、盛土)</li> <li>・ 腕と脚の作業(トラックのオフロード操縦、トラクター及び建設車両)</li> <li>・ 腕と胴体の作業(空気ハンマーの作業、トラクター組立て、しっくい塗り、中くらいの重さの材料を断続的に持つ作業、草むしり、草掘り、果物や野菜を摘む)</li> <li>・ 軽量の荷車や手押し車を押したり引いたりする</li> <li>・ 3.5～5.5km/hの速さで歩く</li> <li>・ 鍛造</li> </ul>	28		26	
3 高代謝率	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 強度の腕と胴体の作業</li> <li>・ 重い材料を運ぶ                      ・ シャベルを使う</li> <li>・ 大ハンマー作業                      ・ のこぎりをひく</li> <li>・ 草刈り                                      ・ 掘る</li> <li>・ 硬い木にかんなをかけたりのみで彫る</li> <li>・ 5.5～7.5km/hの速さで歩く</li> <li>・ 重い荷物の荷車や手押し車を押したり引いたりする</li> <li>・ 鋳物を削る</li> <li>・ コンクリートブロックを積む</li> </ul>	気流を感じないとき	気流を感じるとき	気流を感じないとき	気流を感じるとき
		25	26	22	23
4 極高代謝率	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 最大速度の速さでとても激しい活動</li> <li>・ おのを振るう</li> <li>・ 激しくシャベルを使ったり掘ったりする</li> <li>・ 階段を登る、走る、7km/hより速く歩く</li> </ul>	23	25	18	20

※ 本表は、日本工業規格Z8504(人間工学—WBGT(湿球黒球温度)指数に基づく作業者の熱ストレスの評価—暑熱環境) 附属書A「WBGT熱ストレス指数の基準値表」を基に、同表に示す代謝率レベルを具体的な例に置き換えて作成したものです。  
 ※ 熱に順化していない人とは、「作業する前の週に毎日熱にばく露されていなかった人」のことをいいます。

## 表3・衣類の組み合わせによりWBGT値に加えるべき補正值

下記の衣類を着用して作業を行う場合にあっては、算出されたWBGT値に、各補正值を加えてください。

衣服の種類	作業服(長袖シャツとズボン)	布(織物)製つなぎ服	二層の布(織物)製服	SMSポリプロピレン製つなぎ服	ポリオレフィン布製つなぎ服	限定用途の蒸気不浸透性つなぎ服
WBGT値に加えるべき補正值(℃)	0	0	3	0.5	1	11

※ 補正值は、一般にレベルAと呼ばれる完全な不浸透性防護服に使用しないでください。  
 ※ 重ね着の場合に、個々の補正值を加えて全体の補正值とすることはできません。

表4・WBGT値と気温、相対湿度との関係

相対湿度(%)

気温(°C)(乾球温度)

	20	25	30	35	40	45	50	55	60	65	70	75	80	85	90	95	100
40	29	30	31	32	33	34	35	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44
39	28	29	30	31	32	33	34	35	35	36	37	38	39	40	41	42	43
38	28	28	29	30	31	32	33	34	35	35	36	37	38	39	40	41	42
37	27	28	29	29	30	31	32	33	34	35	35	36	37	38	39	40	41
36	26	27	28	29	29	30	31	32	33	34	34	35	36	37	38	39	39
35	25	26	27	28	29	29	30	31	32	33	33	34	35	36	37	38	38
34	25	25	26	27	28	29	29	30	31	32	33	33	34	35	36	37	37
33	24	25	25	26	27	28	28	29	30	31	32	32	33	34	35	35	36
32	23	24	25	25	26	27	28	28	29	30	31	31	32	33	34	34	35
31	22	23	24	24	25	26	27	27	28	29	30	30	31	32	33	33	34
30	21	22	23	24	24	25	26	27	27	28	29	29	30	31	32	32	33
29	21	21	22	23	24	24	25	26	26	27	28	29	29	30	31	31	32
28	20	21	21	22	23	23	24	25	25	26	27	28	28	29	30	30	31
27	19	20	21	21	22	23	23	24	25	25	26	27	27	28	29	29	30
26	18	19	20	20	21	22	22	23	24	24	25	26	26	27	28	28	29
25	18	18	19	20	20	21	22	22	23	23	24	25	25	26	27	27	28
24	17	18	18	19	19	20	21	21	22	22	23	24	24	25	26	26	27
23	16	17	17	18	19	19	20	20	21	22	22	23	23	24	25	25	26
22	15	16	17	17	18	18	19	19	20	21	21	22	22	23	24	24	25
21	15	15	16	16	17	17	18	19	19	20	20	21	21	22	23	23	24

WBGT値	注 意 25°C未満	警 戒 25°C～28°C	厳重警戒 28°C～31°C	危 険 31°C以上
-------	---------------	------------------	-------------------	---------------

(ここで、28°C～31°Cは、28°C以上31°C未満の意味)

(日本生気象学会「日常生活における熱中症予防指針」Ver.3 から)

※ この図は、気温と湿度から簡単にWBGT値を推定するために作成されたものであり、室内で日射が無い状態(黒球温度が乾球温度と等しい。)とされたものなので、正確なWBGT値と異なる場合があります。特に、屋外においては輻射熱が大きいので注意が必要です。

(「日常生活における熱中症予防指針」 Ver.3から)

※ 危険・厳重警戒などの分類は、日常生活上での基準であって、労働の場における熱中症予防の基準には当てはまらないことに注意が必要です。

# 3 熱中症予防対策について

職場における熱中症を予防するために、次の1～5の熱中症予防対策を講じましょう。(なお、詳細については、平成21年6月19日付け基発第0619001号「職場における熱中症の予防について」をご覧ください。)

## 1 作業環境管理

### (1) WBGT値の低減など

- WBGT値が、WBGT基準値を超える(おそれのある)作業場所(→「高温多湿作業場所」といいます。)においては、「熱を遮る遮へい物」、「直射日光・照り返しを遮ることができる簡易な屋根」、「通風・冷房の設備」の設置などに努めてください。

※ 通風が悪い場所での散水については、散水後の湿度の上昇に注意してください。

### (2) 休憩場所の整備など

- 高温多湿作業場所の近隣に、冷房を備えた休憩場所・日陰などの涼しい休憩場所を設けるよう努めてください。
- 高温多湿作業場所やその近隣に、氷、冷たいおしぼり、水風呂、シャワーなどの、身体を適度に冷やすことのできる物品や設備を設けるよう努めてください。
- 水分・塩分の補給を、定期的、かつ容易に行えるよう、高温多湿作業場所に、飲料水の備え付けなどを行うよう努めてください。

## 2 作業管理

### (1) 作業時間の短縮など

- 作業の状況などに応じて、「作業の休止時間・休憩時間の確保と、高温多湿作業場所での連続作業時間の短縮」、「身体作業強度(代謝率レベル)が高い作業を避けること」、「作業場所の変更」に努めてください。

### (2) 熱への順化

- 計画的に、熱への順化期間を設けるよう努めてください。

※ 例: 作業者が順化していない状態から、7日以上かけて熱へのばく露時間を次第に長くします。(ただし、熱へのばく露を中断すると、4日後には順化の喪失が始まり、3～4週間後には完全に失われます。)

### (3) 水分・塩分の摂取

- 自覚症状の有無に関わらず、作業の前後、作業中の定期的な水・塩分の摂取を指導してください。摂取を確認する表の作成、作業中の巡視における確認などにより、その摂取の徹底を図ってください。

※ 作業場所のWBGT値がWBGT基準値を超える場合、少なくとも、0.1～0.2%の食塩水、または、ナトリウム40～80mg/100mlのスポーツドリンク・経口補水液などを、20～30分ごとに、カップ1～2杯程度摂取することが望ましいところです。(ただし、身体作業強度などに応じて、必要な摂取量は異なります。)

### (4) 服装など

- 熱を吸収する服装、保熱しやすい服装は避け、クールジャケットなどの、透湿性・通気性の良い服装を着用させてください。
- 直射日光下では、通気性の良い帽子(クールヘルメット)などを着用させてください。

### (5) 作業中の巡視

- 高温多湿作業場所の作業中は、巡視を頻繁に行い、作業者が定期的な水分・塩分を摂取しているかどうか、作業者の健康状態に異常はないかを確認してください。なお、熱中症を疑わせる兆候が表れた場合においては、速やかに、作業の中断などの必要な措置を講じてください。

## 3 健康管理

### (1) 健康診断結果に基づく対応など

- 健康診断および異常所見者への医師などの意見に基づく就業上の措置を徹底してください。
  - ・ 労働安全衛生規則第43条～第45条に基づく健康診断の項目には、糖尿病、高血圧症、心疾患、腎不全などの、熱中症の発症に影響を与えるおそれのある疾患と密接に関係した、血糖検査、尿検査、血圧の測定、既往歴の調査などが含まれています。
  - ・ 労働安全衛生法第66条の4・第66条の5に基づき、健康診断で異常所見があると診断された場合には、医師などの意見を聴き、当該意見を勘案して、必要があると認めるときは、事業者は、就業場所の変更、作業の転換などの適切な措置を講ずることが義務付けられています。このことに留意の上、これらの徹底を図ってください。
- 熱中症の発症に影響を与えるおそれのある疾患を治療中の労働者について。
  - ・ 事業者は、高温多湿作業場所における、作業の可否、当該作業を行う場合の留意事項などについて、産業医・主治医などの意見を勘案して、必要に応じて、就業場所の変更、作業の転換などの適切な措置を講じてください。

※ 熱中症の発症に影響を与えるおそれのある疾患には、糖尿病、高血圧症、心疾患、腎不全、精神・神経関係の疾患、広範囲の皮膚疾患などがあります。

### (2) 日常の健康管理など

- 睡眠不足、体調不良、前日などの飲酒、朝食の未摂取、感冒などによる発熱、下痢などによる脱水などは、熱中症の発症に影響を与えるおそれがあります。
  - ⇒ 日常の健康管理について、指導を行うとともに、必要に応じて、健康相談を行ってください。
- 熱中症の発症に影響を与えるおそれのある疾患を治療中の労働者について。
  - ⇒ 熱中症を予防するための対応が必要であることを労働者に対して教示するとともに、労働者が主治医などから熱中症を予防するための対応が必要とされた場合、または労働者が熱中症を予防するための対応が必要となる可能性があるかと判断した場合は、事業者に申し出るよう指導してください。

### (3) 労働者の健康状態の確認

- 作業開始前・作業中の巡視などによって、労働者の健康状態を確認してください。

### (4) 身体の状態の確認

- 休憩場所などに、体温計や体重計などを備えることで、必要に応じて、体温、体重その他の身体の状態を確認できるように努めてください。
- 以下は、熱へのばく露を止めることが必要とされている兆候です。
  - ・ 心機能が正常な労働者については、1分間の心拍数が、数分間継続して、180から年齢を引いた値を超える場合
  - ・ 作業強度のピークの1分後の心拍数が、120を超える場合
  - ・ 休憩中などの体温が、作業開始前の体温に戻らない場合
  - ・ 作業開始前より、1.5%を超えて体重が減少している場合
  - ・ 急激で激しい疲労感、悪心、めまい、意識喪失などの症状が発現した場合 など

## 4 労働衛生教育

- 作業を管理する者や労働者に対して、あらかじめ次の事項について労働衛生教育を行ってください。  
(1)熱中症の症状 (2)熱中症の予防方法 (3)緊急時の救急処置 (4)熱中症の事例  
なお、(2)の事項には、1～4に示した熱中症予防対策が含まれます。



## 5 救急処置

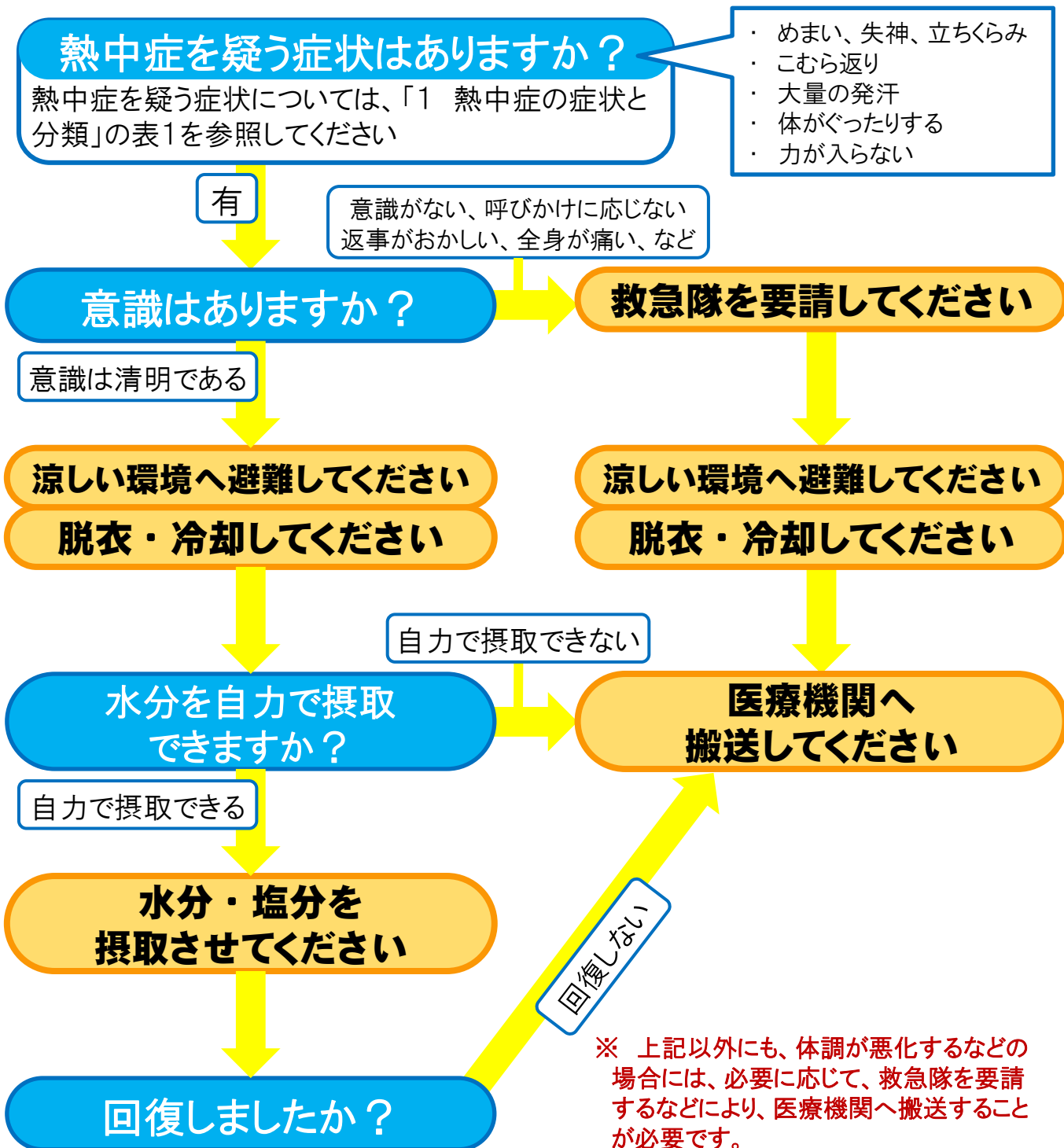
### (1) 緊急連絡網の作成・周知

- あらかじめ、病院・診療所などの所在地や連絡先を把握するとともに、緊急連絡網を作成し、関係者に周知してください。

### (2) 救急措置

- 具体的な救急処置については、下図「熱中症の救急処置(現場での応急処置)」を、参考にしてください。

図・熱中症の救急処置(現場での応急処置)



# 4 職場の熱中症予防対策は万全ですか？

職場の熱中症予防対策は万全ですか？ 下記のチェックリストで自主点検してみましょう。  
 (「いいえ」のときには、該当するページをご確認ください。)

## 職場における熱中症予防対策 (H21.6.19基発第0619001号) 自主点検表

① WBGT値(暑さ指数)を知っていますか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	⇒ 2ページへ
② WBGT値(暑さ指数)の低減を図っていますか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	⇒ 5ページへ
③ 休憩場所は整備していますか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	⇒ 5ページへ
④ 高温多湿作業場所などで、連続作業時間の短縮を図っていますか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	⇒ 5ページへ
⑤ 高温多湿作業場所に労働者を就かせる際に、順化期間を設けていますか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	⇒ 5ページへ
⑥ 自覚症状の有無に関わらず、労働者に水分・塩分を摂取させていますか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	⇒ 5ページへ
⑦ 労働者に、透湿性・通気性の良い服装や帽子を、着用させていますか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	⇒ 5ページへ
⑧ 作業中の巡視を行っていますか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	⇒ 5ページへ
⑨ 健康診断結果に基づき、就業場所の変更・作業転換などの措置を講じていますか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	⇒ 6ページへ
⑩ 日常の健康管理について、労働者に指導していますか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	⇒ 6ページへ
⑪ 作業開始前・作業中に、労働者の健康状態を確認していますか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	⇒ 6ページへ
⑫ 体温計などを常備し、必要に応じて身体の状態を確認できるようにしていますか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	⇒ 6ページへ
⑬ 熱中症を予防するための労働衛生教育を行っていますか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	⇒ 6ページへ
⑭ 熱中症の発症に備えて、緊急連絡網を作成し、関係者に周知していますか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	⇒ 7ページへ
⑮ 熱中症を疑わせる症状が現れた場合の救急処置を知っていますか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	⇒ 7ページへ

ご不明な点などがございましたら、お近くの都道府県労働局  
 または労働基準監督署へお問い合わせください。

【第12次労働災害防止計画】

強調文字 ⇒ 件数減少重点業種  
 強調文字(\*) ⇒ 重篤災害減少重点業種

# 平成26年 業種別死傷災害発生状況（4月末）

鹿児島労働局

	平成26年		平成25年		増減数	
	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数
全産業	<b>437</b>	5	<b>397</b>	4	+10.1% <b>40</b>	1
<b>1 製造業(*)</b>	84	1	89		-5.6% <b>-5</b>	<b>1</b>
1 食料品製造業	52	1	49		3	1
4 木材・木製品製造業	8		5		3	
9 窯業土石製品製造業	3		5		-2	
11~12 金属製品製造業	4		4			
13~15 機械機具製造業	6		7		-1	
上記以外の製造業	11		19		-8	
2 鉱業	1		1		-11.0% <b>-8</b>	
<b>3 建設業(*)</b>	65	2	73	1	<b>-8</b>	<b>1</b>
1 土木工事業	30	1	27	1	3	
2 建築工事業	29		36		-7	
3 その他の建設業	6	1	10		-4	1
4 運輸交通業	66	2	53		13	2
1 鉄道・航空機業	2		2			
2 道路旅客運送業	7	1	1		6	1
3 道路貨物運送業	57	1	50		7	1
4 その他の運輸交通業						
5 貨物取扱業	4		4			
1 陸上貨物取扱業	3		1		2	
2 港湾運送業	1		3		-2	
6 農林業	21		28	1	-7	-1
1 農業	7		13		-6	
<b>2 林業(*)</b>	14		15	1	<b>-1</b>	<b>-1</b>
7 畜産・水産業	19		21	1	-2	-1
8 商業	75		51		24	
1 卸売業	10		12		-2	
<b>2 小売業</b>	60		35		+71.4% <b>25</b>	
3 理美容業						
4 その他の商業	5		4		1	
9 金融・広告業	3		3			
11 通信業	2		1		1	
12 教育・研究業	3		1		2	
13 保健衛生業	44		31		13	
1 医療保健業	18		14		+43.8% <b>4</b>	
<b>2 社会福祉施設</b>	23		16		<b>7</b>	
3 その他の保健衛生業	3		1		2	
14 接客娯楽業	25		18	1	7	-1
1 旅館業	4		4	1	+55.6% <b>5</b>	-1
<b>2 飲食店</b>	14		9		<b>5</b>	
3 その他の接客娯楽業	7		5		2	
上記以外の事業	25		23		2	
10 映画・演劇業			1		-1	
15 清掃・と畜業	12		7		5	
16 官公署						
17 その他の事業	13		15		+17.6% <b>-2</b>	
<b>陸上貨物運送事業(4-3-5-1)</b>	60	1	51		+38.3% <b>9</b>	1
第三次産業(8~17)	177		128	1	<b>49</b>	-1

- ① 死傷者数は、当月末までに発生した労働災害の被災者を翌月7日締めで集計したもの。
- ② 死傷者数は、労働者死傷病報告のうち休業見込み日数が4日以上災害によるもので、死亡者を含みます。
- ③ 死亡者数は、各労働基準監督署の調査等により把握したもので、労働者死傷病報告が未提出の場合もあります。
- ④ 陸上貨物運送事業及び第三次産業は、別計。